

郡山市イメージキャラクターがくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン貸出に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市イメージキャラクターがくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン(以下「エアートランポリン」という。)の貸出等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(エアートランポリンの貸し出し)

第2条 市長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、エアートランポリン(付属品一式を含む)を貸し出すことができる。

2 前項における貸し出しは、郡山市内で利用する場合に限るものとする。

3 第1項における貸し出し期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。ただし、市長が特別の事業があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の申請)

第3条 エアートランポリンの借り受けを希望する者(以下「借受者」という。)は、あらかじめがくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン貸出承認申請書(様式1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借り受けしようとする日の2月前から3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、エアートランポリンの貸出を承認する。ただし、管理上必要な条件を付すことができるものとする。

(1) 郡山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき

(2) エアートランポリンの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき

(3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき

(4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき

(5) 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、市のイメージ、知名度又は認知度の向上に資する活動であると市長が認めるときは、この限りではない。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき

2 前項の承認は、がくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン貸出承認通知

(様式第2号)により通知するものとする。

(使用料)

第5条 エアートランポリンの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 借受者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) エアートランポリンを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること
- (3) 使用期限を遵守すること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと
- (6) そのほか特に付した条件に従って使用すること

(原状回復)

第7条 借受者は、エアートランポリンの使用を終了したときは、原状に回復し、速やかに市長に引き渡さなければならない。

(損害賠償)

第8条 借受者がエアートランポリンを明らかに損傷、滅失した場合においては、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(市の免責)

第9条 エアートランポリンの貸出により借受者が被った損害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切の責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、エアートランポリンの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年8月9日から施行する。

様式1号（第3条関係）

がくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン貸出承認申請書

年 月 日

郡山市長

申請人 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

次のとおり使用したいので申請します。

行事名	
使用内容（目的）	
使用場所	
使用期間	借受日時 年 月 日 時 返却日時 年 月 日 時
使用責任者	氏名 連絡先
使用する エアートランポ リン （対象に○）	がくとくん一式 ・おんぷちゃん一式
特記事項	

様式2号（第4条関係）

がくとくん・おんぷちゃんエアートランポリン貸出承認通知書

年 月 日

様

郡山市長 品川 萬里

次のとおり許可します。

行事名	
使用内容（目的）	
使用場所	
使用期間	借受日時 年 月 日 時 返却日時 年 月 日 時
使用責任者	氏名 連絡先
使用する エアートランポ リン (対象に○)	がくとくん一式 ・おんぷちゃん一式
特記事項	

注意

- 1 使用の際は、この許可書を提示してください。
- 2 汚損、破損が無いよう注意して使用ください。
- 3 使用後は原状を回復し、返却してください。
- 4 その他、職員の指示に従ってください。